



札幌市告示第2320-2号

令和2年(2020年)4月3日付札幌市告示第1897号の内容にかかる訂正について、下記のとおり告示する。

令和2年(2020年)4月24日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第1897号の「企画競争の実施(令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務)」にかかる告示及び「令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務提案説明書」を下記のとおり訂正する。

2 訂正箇所

(1) 告示「4 手続等」

朱書き部分(取消線削除、下線部加入)

| 訂正前 | 訂正後 |
|--|--|
| (2)企画提案書等の提出 イ 提出期限 令和2年4月28日(火) 15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。 | (2)企画提案書等の提出 イ 提出期限 令和2年 <u>45</u> 月 <u>2812</u> 日 (火) 15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。 |

(2) 提案説明書「9 提案方法等」

朱書き部分(取消線削除、下線部加入)

| 訂正前 | 訂正後 |
|--|--|
| (1)提出書類 用紙サイズはA4判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとすること。 | (1)提出書類 用紙サイズはA4判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。 ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとすること。 |
| (3)提出期限 令和2年4月28日(火)15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。 | (3)提出期限 令和2年 <u>45</u> 月 <u>2812</u> 日(火)15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。 |

| | |
|--|--|
| (5) その他 工 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。 | (5) その他 工 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は原則認めない。 |
|--|--|

(3) 提案説明書「10 質疑」

朱書き部分（取消線削除、下線部加入）

| 訂正前 | 訂正後 |
|--------------------------------------|--|
| (1) 質問の受付期限 令和2年4月21日(火) 17時00分必着 | (1) 質問の受付期限 令和2年 <u>45</u> 月 <u>21</u> 日(火金) 17時00分必着 |

(4) 提案説明書「11 審査方法及びスケジュール」

朱書き部分（取消線削除、下線部加入）

| 訂正前 | 訂正後 |
|--|--|
| (1) 企画提案の審査 ア 一次審査 上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。 (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。 (イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。 (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。 イ 二次審査 一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。 (ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。 (イ) プrezentationは、25分程度(説明15分・質疑10分)とする。 (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。 | (1) 企画提案の審査 <u>ア 一次審査</u> 上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。 <u>(ア) なお、上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。</u> <u>(イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。</u> <u>(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。</u> <u>イ 二次審査</u> <u>一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。</u> <u>(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。</u> <u>(イ) プrezentationは、25分程度(説明15分・質疑10分)とする。</u> <u>(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。</u> |

| | |
|---|---|
| <p>(イ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。</p> <p>(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。</p> <p>(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。</p> <p>(2) 審査スケジュール（予定）</p> <p>一次審査 令和2年5月12日(火) 二次審査 令和2年5月19日(火)</p> <p>※上記スケジュールは変更となる場合がある。</p> <p>(3) 審査項目及び審査基準</p> <p>審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。</p> <p>(4) 最終審査結果の通知</p> <p>最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。</p> <p>(5) その他</p> <p>参加者が1件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。</p> | <p>(イ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。</p> <p>(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。</p> <p>(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。</p> <p>(2) 審査スケジュール（予定）</p> <p>一次審査 令和2年5月12日(火) 二次審査 令和2年5月19日(火)</p> <p>※上記スケジュールは変更となる場合がある。</p> <p>(3) 審査項目及び審査基準</p> <p>審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とし、する。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。</p> <p>(4) 最終審査結果の通知</p> <p>最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。</p> <p>(5) その他</p> <p>参加者が1件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。</p> |
|---|---|

(5) 提案説明書「12 契約候補者との役務契約の条件」

朱書き部分（取消線削除、下線部加入）

| 訂正前 | 訂正後 |
|--|--|
| 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。 | 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、 <u>二次</u> 審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、 <u>二次</u> 審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。 |

(6) 提案説明書「13 参考図書」

朱書き部分（取消線削除、下線部加入）

| 訂正前 | 訂正後 |
|-------------------------------------|--|
| ただし、閲覧は令和2年4月27日（月） 17時15分までとする。 | ただし、閲覧は令和2年 <u>45</u> 月 <u>27</u> 日（月） 17時15分までとする。 |

3 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係

電話 011-211-2492